

「宮崎県国土利用計画審議会」の概要等について

宮崎県中山間・地域政策課

1 根拠法令 国土利用計画法第38条、宮崎県国土利用計画審議会条例

2 主な審議事項

- (1) 国土利用計画（宮崎県計画）の策定、変更に対する意見
- (2) 宮崎県土地利用基本計画の策定、変更に対する意見
- (3) 県土の利用や土地利用に関する事項の調査審議

※ 基本的には年に1回程度の開催となり、主な審議内容は、土地利用基本計画（都市計画地域や森林地域等が記載されている図面）について、一定面積以上の変更をする際、その変更内容について、事務局から説明を行った上で協議していただくものです。

3 委員数 18人（条例上の定数は25人以内）

4 委員の任期 発令の日から令和4年12月23日まで（3年間）

5 国土利用計画審議会開催の状況

年 度	開催回数	議 事
9年度 ～ 17年度	年1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について
18年度	1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について ※ その他、「国土利用計画（宮崎県計画）改定の考え方について」意見交換を行っている。
19年度	2回	① 「国土利用計画（宮崎県計画）－第4次計画素案－」について ② 国土利用計画制度について、 土地利用基本計画の変更案について、 「国土利用計画（宮崎県計画）－第4次 計画素案－」について
20年度	2回	① 「国土利用計画（宮崎県計画）－第4次－（案）」について ② 土地利用基本計画の変更（案）について、 土地利用基本計画書の改定について
21年度	2回	① 土地利用基本計画書改定素案について ② 土地利用基本計画の変更（案）について
22年度 ～ 28年度	年1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について
29年度	2回	① 国土利用計画（宮崎県計画）の改訂について ② 土地利用基本計画の変更（案）について
30年度	1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について

6 報酬

1回当たり10,000円（旅費については、県の規定に基づき別途支給となります。）

「宮崎県国土利用計画審議会」の概要等について

宮崎県中山間・地域政策課

1 根拠法令 国土利用計画法第38条、宮崎県国土利用計画審議会条例

2 主な審議事項

- (1) 国土利用計画（宮崎県計画）の策定、変更に対する意見
- (2) 宮崎県土地利用基本計画の策定、変更に対する意見
- (3) 県土の利用や土地利用に関する事項の調査審議

※ 基本的には年に1回程度の開催となり、主な審議内容は、土地利用基本計画（都市計画地域や森林地域等が記載されている図面）について、一定面積以上の変更をする際、その変更内容について、事務局から説明を行った上で協議していただくものです。

3 委員数 18人（条例上の定数は25人以内）

4 委員の任期 発令の日から令和4年12月23日まで（3年間）

5 国土利用計画審議会開催の状況

年 度	開催回数	議 事
9年度 ～ 17年度	年1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について
18年度	1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について ※ その他、「国土利用計画（宮崎県計画）改定の考え方について」意見交換を行っている。
19年度	2回	① 「国土利用計画（宮崎県計画）－第4次計画素案－」について ② 国土利用計画制度について、 土地利用基本計画の変更案について、 「国土利用計画（宮崎県計画）－第4次 計画素案－」について
20年度	2回	① 「国土利用計画（宮崎県計画）－第4次－（案）」について ② 土地利用基本計画の変更（案）について、 土地利用基本計画書の改定について
21年度	2回	① 土地利用基本計画書改定素案について ② 土地利用基本計画の変更（案）について
22年度 ～ 28年度	年1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について
29年度	2回	① 国土利用計画（宮崎県計画）の改訂について ② 土地利用基本計画の変更（案）について
30年度	1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について
元年度	1回	① 土地利用基本計画の変更（案）について